

一相続専用フリーローン

2023年11月1日現在

項目	内容
商品名	相続専用フリーローン（ちば興銀カードサービス㈱保証）
ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たす個人の方。 (1) 保証会社の保証が得られる方。 (2) ちば興銀カードサービス㈱保証付無担保ローン（カードローン含む）の債務者の相続人で、引き続き分割弁済での返済を希望している方。
お使いみち	ちば興銀カードサービス㈱保証付き無担保ローンについて 相続した時点における被相続人の債務の残高および未収利息の返済資金
お借入金額	1万円以上相続時点における被相続人の債務の残高および未収利息まで（1万円単位）
お借入期間	6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
お借入利率	お借入利率は、原則として被相続人の債務の金利と同一となります。（固定金利・保証料含む）
ご返済方法	
ご返済日 （約定返済日）	毎月6・16・26日のいずれか（休日の場合は翌営業日）
ご返済方法	お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、約定返済日にご指定預金口座から自動振替により、利息とともにご返済いただきます。 イ. 元利均等返済（毎月） ロ. ボーナス時増額返済併用（年2回） ※ただし、ボーナス時増額返済による返済元金総額は、貸出金額の50%以内（1万円単位）とします。
担保・保証人	不要です。
保証会社	・ちば興銀カードサービス㈱
団体信用生命保険	「ガン保障付プラン」をご選択いただく場合は、カーディフ生命保険株式会社の「団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型・団体信用生命保険リビングニーズ特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。（告知の内容により保険にご加入いただけない場合がございます） （ご加入いただく場合は、0.3%の金利の上乗せがございます。）
保障内容	【保障内容の詳細については<保障内容一覧>をご覧ください。】
ご留意 いただきたい点	(1) ご加入いただける方は保険会社に告知書をご提出いただき、保険への加入が認められた方になります。 (2) 悪性新生物（ガン）に罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社がお断りする場合がございます。 (3) 保障開始日の前に罹患した悪性新生物（ガン）については、医師による診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。 (4) 虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合がございます。その他にも診断給付金、保険金のお支払いには制限条件がございます。 (5) ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。
重要事項の 説明について	くわしい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合（免責事項）などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。
手数料	(1) 返済方法の変更：不要です。 (2) 繰上返済時：不要です。
当行が契約している 指定紛争解決機関	苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。 本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。 ●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
その他参考となる 事項	(1) 返済額の試算をご希望の場合は、窓口にお申し付けいただくか、当行ホームページのシミュレーションがご利用いただけます。 (2) 当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

保障内容一覧

	ガン保障	リビングニーズ特約
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。
ご利用いただける方	フリーローンをお借入いただく方 *悪性新生物（ガン）に罹患したことのある方はご加入いただけません。 *ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。 告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。	
保障内容	特約の責任開始日以後、生まれて初めて悪性新生物（ガン）に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※「上皮内新生物（上皮内ガン）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となる悪性新生物（ガン）の定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。
保障期間	ローンご契約期間（ただし、保障の開始日にご注意ください）	
保障の開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患した悪性新生物（ガン）については、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日。 ローン実行日を責任開始日として、この日より保障が開始されます。
保障が終了する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・満82歳のお誕生日に達したとき ・ローンが終了したとき ・所定の支払い限度分の保険金が支払われたとき 	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	